

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 盛夏号—

特約の動画



～事務所宣言～ 私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の特例措置について、厚生労働省が方針を表明し、9月末まで現在の助成内容を延長すると発表しました。今後は年末まで延長する方針とのことで、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めて発表される予定です。

最低賃金引上げ

10月から、地域別最低賃金が改定されます。

関東地方の現時点での改定予定は以下の通りです。

地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

都道府県名	新最低賃金時間額 予定 (引上げ幅)
東京都	1,041円 (28円↑)
茨城県	879円 (28円↑)
栃木県	882円 (28円↑)
埼玉県	956円 (28円↑)
千葉県	953円 (28円↑)
神奈川県	1,040円 (28円↑)

中途採用比率公表

常時雇用する労働者が301人以上の企業について、今年4月1日から正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されています。

中途採用に関する環境整備を推進することを目的とした法改正で、求職者が容易に閲覧できる形で、直近3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率を公表することが必要です。

公表はおおむね年に1回、公表日を明らかにして自社のホームページ等やその他の方法で行います。

初回の公表については、令和3年4月1日後の最初の事業年度内に、2度目以降は、前回の公表からおおむね1年以内に、可能な限り速やかに公表します。

詳細については弊事務所までお問合せ下さい。

傷病手当金・任意継続被保険者制度改正

健康保険法の改正により、来年1月から傷病手当金と任意継続者被保険者制度が変わります。

①傷病手当金の支給期間の通算化

これまで傷病手当金は支給開始日から暦日数で1年6か月以降は不支給となっていました。がん治療のために入院を繰り返すなど、長期間にわたって治療と仕事を両立するケースに柔軟な所得補償を行えるよう、支給期間を通算して1年6か月の期間まで支給することとなります。

②任意継続被保険者制度の見直し

これまで任意継続被保険者は、本人の希望によって資格喪失することができなかったところ、生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、任意脱退を認めることとなります。

保険料についても、健康保険組合の規約により、従前の標準報酬月額とすることが可能になります。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、[職員のシフトを見直し対応](#)しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます。

弊所は8月12日(木)～16日(月)

夏季休業とさせていただきます。

よろしくお見舞い申し上げます。

